

令和8年度射水市納税通知用封筒広告掲載取扱要領

1 趣旨

この要領は、射水市有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、射水市納税通知用封筒（以下「納税封筒」という。）に広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 広告媒体の種類

納税封筒は、市税の課税を担当する課が、納税通知用として使用するものとする。

（１）納税封筒（縦１２．０センチ×横２３．３センチ）約６０，２００枚

（２）納税封筒（縦１２．０センチ×横２１．３センチ）約２５，８００枚

3 広告の内容

納税封筒に掲載する広告は、別に定める射水市有料広告掲載基準に掲げる規制業種又は事業者を掲載しないものとする。

4 広告の規格

（１）封筒の裏面に、縦８．０センチ×横１４．５センチの広告枠を１箇所

（２）単色刷り（青色）

5 広告の枠数

１枠

6 広告の掲載期間

令和８年度の市税納税通知書発行期間とし、期間中は原則として掲載中の広告の取下げは出来ないものとする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではない。

7 広告掲載料の最低募集価格

１枠当たり ８６，０００円

8 広告掲載の優先順位

広告掲載に適すると認められる広告掲載希望者のうち、射水市広告掲載申込書に記載した申込額が最も高い者を広告主として選定する。申込額が最も高額である広告掲載希望者が複数ある場合には、射水市有料広告掲載要綱第９条によるものとするが、なお複数ある場合には、抽選により決定するものとする。